

# 特定非営利活動法人 冒険あそび場-せんだい・みやぎネットワーク 定 款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人冒険あそび場-せんだい・みやぎネットワーク(通称:冒険あそび場ネット)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、宮城県仙台市内に事務所を置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、冒険あそび場を通して様々な形で子どもの遊びに関わる団体及び個人に対する支援を行う。また、自らも子どもの遊びに関する事業を行い、子どもと地域社会の健全育成に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① 子どもの健全育成を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- ① 子どもの育ちを支える地域活動を行う団体や個人とのネットワークをつくりそれを広げる事業
- ② 「冒険あそび場」の活動等に関する情報の収集、ならびに提供に係る事業
- ③ 地域社会の子育て、遊びに係る調査・研究事業
- ④ 冒険あそび場づくりへの相談・支援に係る事業
- ⑤ 冒険あそび場の普及・啓発、及び運営に係る事業
- ⑥ プレーリーダーの養成に係る事業
- ⑦ 子どもの遊び・成育に関わる施策提言に係る事業

- ⑧ 行政との協働事業を含む先駆的、実験的なまちづくりや地域づくりの推進に係る事業
- ⑨ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)に定める社員とする。

① 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

② 賛助会員

この法人の目的に賛同し、活動を支援する個人及び団体

(入会)

第7条 この法人の会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を代表理事宛て提出し、その承認を得なければならない。代表理事は正当な理由がない限り、入会を承認するものとする。

2 代表理事は前項の者の入会を認めないときは、理由を付した書面をもって速やかに本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会で定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 退会届の提出をしたとき。
- ② 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- ③ 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- ④ 除名されたとき。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の決定において除名し、総会で承認を得るものとする。

- ① 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけたとき、この法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としてふさわしくないと判断されたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 3名以上 10名以内  
② 監事 2名
- 2 理事のうち、2名以内を代表理事とする。
- (選任等)
- 第 14 条 理事及び監事は、正会員(団体にあっては、その代表者又はその委任を受けた者)の中から総会の議決において選任する。
- 2 代表理事は、理事会において互選する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- (職務)
- 第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行うものとし、その遂行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。
- ①理事の業務執行の状況を監査すること。
  - ②この法人の財産の状況を監査すること。
  - ③前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - ④前号の報告をするために必要がある場合には、自ら総会を招集することができる。又は代表理事に対して、総会の招集を請求することができる。
  - ⑤理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求することができる。
- (任期等)
- 第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- (欠員補充)
- 第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、任期中であっても、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- ① 職務の遂行にたえられないと認められるとき。
  - ② 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

- 第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務の適正な執行に要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第5章 総 会

(種別及び構成)

- 第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第 21 条 総会は、定款に規定するもののほか、次の事項について議決する。
- ① 定款の変更
  - ② 解散
  - ③ 合併
  - ④ 事業計画及び活動予算
  - ⑤ 事業報告及び活動決算
  - ⑥ 役員の選任、解任及び報酬
  - ⑦ 入会金及び会費の額
  - ⑧ その他、理事会が必要と認める運営に関する重要事項

(開催)

- 第 22 条 通常総会は、毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- ① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
  - ③ 第 15 条第4項4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

- 第 23 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 24 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

①日時及び場所

②正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

③審議事項

④議事の経過の概要及び議決の結果

⑤議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

①総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

②前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

③総会の決議があつたものとみなされた日

④議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ 事業計画及び活動予算の変更に関する事項
- ④ 借入金の借入れ等、新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- ⑤ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 代表理事が必要と認めたとき。
- ② 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- ③ 第15条第4項5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第 33 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 33 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、理事のうちからその会議において選任された議事録署名人及び議長が記名、押印しなければならない。

## 第7章 事務局

(設置・職員の任免・組織運営)

第 38 条 この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名及びスタッフ若干名を置く。

3 事務局長及びスタッフは、理事会が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 入会金及び会費
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収益
- ⑤ 事業に伴う収益
- ⑥ その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決による。

2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会が作成し総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 43 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

①目的

②名称

③その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

④主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)

⑤社員の資格の得喪に関する事項

⑥役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

⑦会議に関する事項

⑧その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

⑨解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る)

⑩定款の変更に関する事項

(解散)

第 49 条 この法人は、法の定めるところにより、解散する。

2 総会の決議により解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに記載して行う。

## 第 11 章 雜 則

(細則)

第 52 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 大村虔一

高橋悦子

理 事 今井信幸

高橋和恵

監 事 佐藤慎也

鈴木悟

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 18 年 8 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 5 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 なし

(2) 年会費

正会員(個人) 2,000 円

正会員(団体) 2,000 円

賛助会員(個人) 1 口 2,000 円 年間 1 口以上

賛助会員(団体) 1 口 5,000 円 年間 1 口以上

附 則 この定款の変更は、仙台市長の認証のあった日から施行する。(平成 24 年 11 月 13 日)

附 則 この定款の変更は、総会の議決のあった日から施行する。(平成 29 年 8 月 6 日)